

愛知文教女子短期大学自己点検・評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学における教育研究水準の向上と活性化を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関し必要な事項を定める。

(構成・委員会)

第2条 自己点検・評価を有効適切に実施するため、次の組織を設ける。

1 自己点検評価委員会

(1) 自己点検評価委員会は、学長が指名した委員をもって構成し、全学の自己点検・評価に関する事項を担当するほか、各専門委員会を統括する。

(2) 自己点検評価委員会の議長は委員長とする。ただし、学長の指名した者の代行を妨げないものとする。

2 専門委員会

(1) 自己点検評価委員会は、自己点検・評価を行うために、必要に応じて各分掌、各委員会、各会議による専門委員会を置くことができる。

(2) 各専門委員会は、各専門分野に関する事項を担当し、その結果を自己点検評価委員会に報告する。

(3) 各専門委員会の議長は、各分掌、各委員会及び各会議の主任とする。

(評価対象項目)

第3条 自己点検評価委員会及び専門委員会の評価対象項目は、本学の教育理念と目的実現のため、必要な項目を別途定める。

(評価方法と基準)

第4条 自己点検・評価の実施については、当該年度で点検評価すべき項目を毎年度当初に自己点検評価委員会で決定し、対象項目の実態について調査、分析、検討して現状把握の上、改善策を策定する。なお、評価期間は年度を単位とし、必要に応じて延長することができるものとする。

(委員会の開催)

第5条 自己点検評価委員会は、原則として学期に1回開催し、各専門委員会は、自己点検評価委員会の要請に応じ随時開催する。なお、自己点検評価委員会は、必要に応じ第2条に規定する構成員以外の教職員の出席を求めることができる。

(理事会報告)

第6条 自己点検評価委員会は、点検評価の結果を総括し、改善資料として理事会に報告するものとする。

(公表と検証)

第7条 自己点検評価委員会は、毎年度、点検評価の結果を取りまとめ、教授会に報告し、必要に応じこれを公表するとともに、他大学と相互評価を行うなど、点検評価の結果について学外者による検証の実施に努めること。

(事務)

第8条 この規程の施行に関する事務は、事務局事務部学務課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長がこれを決定するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。